



## 協 定 書

東海市及び知多市（以下「両市」という。）は、平成25年5月23日に締結した覚書に基づき、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設（以下「ごみ焼却施設等」という。）の平成35年度の完成を目指し、次のとおり協定を締結する。

- 1 両市は、ごみ焼却施設等の建設及びこれに附帯するごみ処理基本構想の策定、各種調査の実施等の事務（以下「統合事務」という。）を一部事務組合西知多医療厚生組合（以下「組合」という。）に処理させる。
- 2 統合事務に関する基本事項は、次のとおりとする。
  - (1) 統合事務の開始時期は、平成26年12月1日とする。
  - (2) 統合事務を実施するため、組合同約を改正する。
  - (3) 統合事務の実施に必要な組織を設置するため、組合条例等を改正する。
  - (4) 統合事務に係る経費の両市の負担割合は、計画調査に係る経費は均等割とし、建設に係る経費は人口割とする。
  - (5) ごみ焼却施設等の焼却方式及び建設候補地の選定は、両市及び組合が共同して行う。
  - (6) 組合が建設するごみ焼却施設等の供用開始後、両市は速やかに当該施設を使用し、現存するごみ焼却施設等の解体等は所在する市が責任を持って行う。
- 3 両市は、次に掲げる事項について、組合と協力して統一又は統合の調整に取り組む。
  - (1) ごみ焼却施設等の焼却方式に適合するごみ及び資源の分別方法を調査研究し、ごみの減量化を推進する。
  - (2) ごみ及び資源の分別に合わせた収集方法を調査研究し、収集体制の効率化を目指す。
  - (3) 資源化施設を含めた効果的な処理体制を調査研究し、再資源化を推進する。
  - (4) 焼却残さ等の最終処分の方法等を調査研究し、最終処分量の削減を目指す。

4 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度両市が協議して決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月12日

東海市長 鈴木 淳 雄

知多市長 宮 島 壽 男